

(個人情報取扱事務登録簿)

第1条 京都府個人情報保護条例(平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。)

第11条第1項第8号の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の概要
- (2) 個人情報の収集の方法
- (3) 電子計算機による処理の有無
- (4) オンライン結合による提供の有無
- (5) 実施機関以外のものへの事務の委託の有無

2 条例第11条第1項の個人情報取扱事務登録簿の様式は、別記第1号様式とする。

(個人情報開示請求書の記載事項等)

第2条 条例第14条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 代理人によって開示請求をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別
- (2) 求めようとする開示の方法

2 条例第14条第1項の請求書は、個人情報開示請求書(別記第2号様式)によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第3条 条例第14条第3項(条例第16条第4項、第18条第3項、第20条第3項、第23条第2項又は第27条第5項において準用する場合を含む。)の実施機関が定めるものは、運転免許証、旅券その他官公署の発行した資格証書等又は知事が本人であることを証明するために適当と認める書類とする。

2 条例第14条第4項(条例第16条第4項、第18条第3項、第20条第3項、第23条第2項又は第27条第5項において準用する場合を含む。)の実施機関が定めるものは、次の各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 法定代理人による場合 戸籍記載事項証明書等及び当該法定代理人に係る前項の書類
- (2) 任意代理人による場合 本人の印鑑証明書を添付した委任状及び当該任意代理人に係る前項の書類

(個人情報開示決定通知書等)

第4条 条例第15条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書(別記第3号様式)
- (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報一部開示決定通知書(別記第4号様式)
- (3) 個人情報を開示しない旨の決定(次号及び第5号の決定を除く。) 個人情報不開示決定通知書(別記第5号様式)

(4) 条例第13条の2の規定により開示請求を拒否する旨の決定 個人情報不開示決定通知書(開示請求拒否)(別記第6号様式)

(5) 条例第26条第2項各号に掲げる場合の決定 個人情報不開示決定通知書(不存在等)(別記第7号様式)

2 条例第15条第3項の規定による通知は、個人情報開示決定期間延長通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

3 条例第15条の2第1項の規定による通知は、個人情報開示決定等の期限の特例通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

4 条例第15条の3第1項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

(開示の実施等)

第5条 条例第16条第2項又は第3項の個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 実施機関は、条例第16条第2項の個人情報の開示を閲覧の方法により受け、又は受けようとする者が、当該個人情報が記録されている物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該個人情報の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

3 条例第16条第2項又は第3項の規定により、写しの交付をするときの交付部数は、1件の開示請求につき1部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第6条 条例第16条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ及び録音ディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写した物の交付

(2) ビデオテープ及びビデオディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写した物の交付

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げるもののうち、実施機関が適当と認める方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

イ 実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又はフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の記録媒体に複写したものの交付

(簡易開示)

第7条 実施機関は、条例第18条第1項の規定により口頭により開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

(1) 開示する個人情報の内容

(2) 開示する個人情報の種類

(3) 開示の方法

(4) 開示する期間

(5) 開示する場所

(個人情報訂正請求書の記載事項等)

第8条 条例第20条第1項第3号の実施機関が定める事項は、代理人によって訂正請求をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別とする。

2 条例第20条第1項の請求書は、個人情報訂正請求書（別記第11号様式）によるものとする。

（個人情報訂正決定通知書等）

第9条 条例第21条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報を訂正する旨の決定 個人情報訂正決定通知書（別記第12号様式）

(2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定 個人情報一部訂正決定通知書（別記第13号様式）

(3) 個人情報を訂正しない旨の決定（次号及び第5号の決定を除く。） 個人情報不訂正決定通知書（別記第14号様式）

(4) 条例第19条の2の規定により訂正請求を拒否する旨の決定 個人情報不訂正決定通知書（訂正請求拒否）（別記第15号様式）

(5) 条例第26条第2項各号に掲げる場合の決定 個人情報不訂正決定通知書（不存在等）（別記第16号様式）

2 条例第21条第4項の規定による通知は、個人情報訂正決定期間延長通知書（別記第17号様式）により行うものとする。

3 条例第21条の2第1項の規定による通知は、個人情報訂正決定等の期限の特例通知書（別記第18号様式）により行うものとする。

4 条例第21条の3第1項の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知書（別記第19号様式）により行うものとする。

（個人情報利用停止請求書の記載事項等）

第10条 条例第23条第1項第4号の実施機関が定める事項は、代理人によって利用停止の請求をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別とする。

2 条例第23条第1項の請求書は、個人情報利用停止請求書（別記第20号様式）によるものとする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第11条 条例第25条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報を利用停止する旨の決定 個人情報利用停止決定通知書（別記第21号様式）

(2) 個人情報の一部を利用停止する旨の決定 個人情報一部利用停止決定通知書（別記第22号様式）

(3) 個人情報を利用停止しない旨の決定（次号及び第5号の決定を除く。） 個人情報利用不停止決定通知書（別記第23号様式）

(4) 条例第22条の2の規定により利用停止請求を拒否する旨の決定 個人情報利用不停止決定通知書（利用停止請求拒否）（別記第24号様式）

(5) 条例第26条第2項各号に掲げる場合の決定 個人情報利用不停止決定通知書（不存在等）（別記第25号様式）

2 条例第25条第4項の規定による通知は、個人情報利用停止決定期間延長通知書（別記

第26号様式)により行うものとする。

3 条例第25条の2第1項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等の期限の特例通知書(別記第27号様式)により行うものとする。

(個人情報取扱是正申出書の記載事項等)

第12条 条例第27条第2項第3号の実施機関が定める事項は、代理人によって是正の申出をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別とする。

2 条例第27条第2項の申出書は、個人情報取扱是正申出書(別記第28号様式)によるものとする。

(個人情報取扱是正申出処理通知書)

第13条 条例第27条第3項の規定による通知は、個人情報取扱是正申出処理通知書(別記第29号様式)により行うものとする。

(指針の公表)

第14条 条例第31条第2項の規定による指針の公表は、京都府公報に登載して行うものとする。

(説明又は資料提出の要請)

第15条 条例第32条の規定による要請は、書面により行うものとする。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 説明又は資料の提出を求める事項及び理由

(2) 正当な理由なく要請に応じないときはその旨を公表する場合があること。

(勧告)

第16条 条例第33条の規定による勧告は、書面により行うものとする。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 個人情報を著しく不適正に取り扱っている事実

(2) 是正措置の内容

(3) 勧告に従わないときはその旨を公表する場合があること。

(事実の公表の方法)

第17条 条例第34条の規定による公表は、次の各号の場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項について、京都府公報に登載して行うものとする。

(1) 条例第32条の規定による要請に応じない場合

ア 事業者の氏名又は名称及び主たる事業所の所在地

イ 事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあること。

ウ 説明又は資料の提出の要請に応じなかったこと。

(2) 条例第33条の規定による勧告に従わない場合

ア 事業者の氏名又は名称及び主たる事業所の所在地

イ 勧告の内容

ウ 勧告に従わなかったこと。

(事業者の意見の聴取)

第18条 京都府個人情報保護審議会は、条例第34条の規定により事業者の意見を聴取しようとするときは、当該事業者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により通知するものとする。

- (1) 公表しようとする事項
 - (2) 意見書の提出及び口頭による意見陳述ができること。
 - (3) 意見書及び口頭による意見陳述の申出書の提出期限
 - (4) 意見書が提出されず、かつ、口頭による意見陳述がない場合の措置
- 2 前項の規定による通知は、意見書の提出期限の15日前までに行うものとする。
 - 3 第1項の規定による通知を受けた事業者は、やむを得ない理由があるときは、意見書の提出期限の延長を申し出ることができる。
 - 4 第1項の規定による通知を受けた事業者が提出期限内に意見書を提出せず、かつ、口頭による意見陳述をしなかったときは、意見の聴取をしたものとみなす。

(運用状況の公表)

第19条 条例第37条の規定による運用状況の公表は、開示請求等の件数及び処理状況、事業者に対する説明又は資料提出の要請等の件数その他必要な事項を京都府公報に登載して行うものとする。

附 則

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。